

第15回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年10月1日(木) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1番 百 々 英 夫

2番 小 田 原 憲 一

3番 永 洞 忠 志

4番 穴 吹 栄

5番 白 川 俊 明

6番 新 井 功 仁 恵

7番 橋 場 和 幸

8番 嵯 峨 弘 巳

9番 松 家 忠 夫

10番 白 川 英 之

11番 谷 口 正 明

12番 堀 金 澄 恵

13番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 横 山 弘 昭

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第4号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告
について

日程第10 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第15回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名の出席であります。
よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。本日は第15回の総会ということで、全員の御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

こここのところ天候の悪い日が続いておりますけれども、二番草の収穫等につきましては、全体ではおおむね終了というふうにお聞きしておりますけれども、委員皆様方のところはいかがでしょう。

さて、御案内のように9月中旬には農協改革が行われ、農業委員会制度についても騒がれていたとおり28年4月から新しく施行されることになりました。

このことについては、これから色々と法的なことが示されると思いますので、細かいことにつきましては、局長あるいは係長にお話をいただいて理解していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、11月上旬には農地パトロールも実施したいと考えておりますので、各地区でまだ一番草が刈り取られていない草地につきましては、地元委員に対応願いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は付議案件が5件提案されておりますけれども、よろしく御審議をお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。
本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番 永洞委員、4番 穴吹委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定に基づき、「農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされています。

本案につきましては1件の願い出であります。浜農委27-13号の願い出人は、茶内東1線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は茶内東1線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内、〇万〇、〇〇〇㎡で、牛舎増築による地目変更登記を目的とした現況地目の確認であります。現地調査につきましては、白川職務代理、嵯峨委員、松家委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は施設用地及び作業用地として使用されており、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

事務局長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けま

す。調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。本案については浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第7 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、贈与及び売買による所有権の移転2件と使用貸借による権利の設定1件に伴う許可申請であります。整理番号1は、浜中東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に贈与による所有権の移転を行おうとするものであります。次に整理番号2は、西円朱別西22線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西26線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に売買による所有権の移転を行おうとするものであります。次に整理番号3は、茶内西11線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡でございますが、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇〇氏へ使用貸借による権利の設定をしようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、地区担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1について、1番百々委員、お願いします。

百々委員

(補足説明あるも省略)

議長

ありがとうございました。
次に、整理番号2について、7番橋場委員、お願いします。

橋場委員

(補足説明あるも省略)

議長

ありがとうございました。
次に、整理番号3について、12番堀金委員、お願いします。

堀金委員

(補足説明あるも省略)

議長

ありがとうございました。

それでは、これから、議案第2号の質疑を整理番号順に行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を整理番号順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農地法第4条の規定による許可について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。また、農地法第7条では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請であります。整理番号1の申請者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、国道44号線に面する給油所に隣接する駐車スペースを拡張しようとするもので、既存施設の位置関係と効率的利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇,〇〇〇.〇㎡を駐車場用地として永久転用しようとするものです。

現地調査につきましては、白川職務代理、嵯峨委員、松家委員にお願いし〇月〇〇日に実施しております。なお、本案については北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。本案については浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしく願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議長 日程第9 議案第4号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 議案第4号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされております。

農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農業生

御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、年金受給のための経営移譲に伴う利用権の移転4件の利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1から4の権利を移転する者は、茶内西11線〇〇〇番地、〇〇 〇氏で、本人の経営移譲に伴い、後継者である同住所の〇〇 〇氏に賃貸借権の移譲を行おうとするものでございます。

また、それぞれの土地の所有者、対象地でございますが、整理番号1と2の所有者は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西4線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号3の所有者は、茶内西13線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西12線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡、整理番号4の所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内西9線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。本案については整理番号4で、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当いたします。議案の審議につきましては、先に整理番号1から3の質疑、採決を行い、その後、議長を交替して整理番号4の質疑、採決を行うことといたします。

それでは、これから、整理番号1から3まで順に質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1から3まで順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4の質疑を行います。○○○○委員と私はここで退席します

ので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。
お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議長

引き続き、会議を行います。
日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会日程につきましては、10月28日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、10月28日、水曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議がないようなので、次回総会日程については、10月28日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第15回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時20分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

3番 永洞 忠士

浜中町農業委員会

4番 穴吹 栄

農地法第3条調査書

調査日：平成27年9月15日

第15回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (贈与)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	百々委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は○○○haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年9月15日

第15回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号2 (所有権)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	橋 場 委 員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は〇〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年9月15日

第15回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号3 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	堀金委員				
		判断理由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第15回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号1 (利用権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	権利者：○○ ○ 土地所有者：○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第15回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号2 (利用権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	権利者：○○ ○ 土地所有者：○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第15回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号3 (利用権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	権利者：○○ ○ 土地所有者：○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第15回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号4 (利用権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	権利者：○○ ○ 土地所有者：○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—